

2021年9月14日

氏平 三穂子

## 1、新型コロナの感染症対策について

氏平議員

### (1) 第5波の出口戦略について

新型コロナ感染患者が減少傾向にあり、岡山県では9月13日から蔓延防止等重点措置になりました。しかし、感染者数の伸びと入院が必要な患者数の伸びの山は少しずつくるわけで、依然として医療現場はひっ迫しています。しかし、県民の意識はそうは言っても緩んでくるのではないのでしょうか。第5波の出口戦略をどのようにすべきと知事はお考えなのではないでしょうか。お尋ねします。

### (2) 自宅療養者対策の基本的立場と今後の対策について

感染者の増加で、自宅での療養者が増え続けています。軽症でも急に悪化するケースも報告されており、感染経路では家庭内感染も増えています。基本的に感染者は自宅ではなく、医療施設や療養施設で医療的ケアを受けながら療養すべきだと思います。しかし県の入院基準では中等症以上の患者とし、病床ひっ迫時には、酸素投与が必要な重症患者や中等症等に重点化することも想定しているとされています。そうなれば現在東京都や首都圏周辺で起きているように自宅療養者が入院できずに在宅で死亡することもありえます。現在、県は県内の入院調整を一本化しておこない、受け入れ病床はなんとか確保されているようですが、今後、感染者の増加に伴い、受け入れ病床がひっ迫することも考えられます。更なる病床の確保や在宅患者を効率的に治療できる臨時の大規模医療施設など医療提供体制の確保に向け先手で準備すべきではないのでしょうか。

また、宿泊療養施設は県南に集中しています。県北からの移動手段を考えても県北にも必要なのではないのでしょうか。併せて保健福祉部長にお尋ねします。

### (3) PCR検査体制の拡充を

感染症対策の基本は早期発見、早期保護・治療です。無症状者の感染も多く、我が党はPCR検査の拡充を再三求めてきました。県は1人でも感染者が出れば、その周辺は広く検査対象にしているといわれますが、実際は医療現場でも介護現場でも狭い範囲の接触者しか行政検査は行われておらず、事業者が持ち出して検査をおこなっている現状があります。感染者の周辺を広く検査対象とするという県の方針を徹底する必要があると考えますがご所見を伺います。また、一般企業において、県内外の移動の多い所は自費で集団検査を実施されています。感染防止と経済活動を両立させていくためにも、県として補助すべきと思いますが、併せて保健福祉部長にお尋ねします。

### (4) 医療従事者の処遇改善で医療体制の確保を

医療機関へのコロナ感染対策の補助金についてお尋ねします。

岡山県でもコロナ感染の第5波が押し寄せ、緊急事態宣言が8月27日から発出され、9月13日から蔓延防止等重点措置になりました。ところが県は、この間医療機関に対して補助していたコロナ入院患者受入支援給付金や、医療従事者への危険手当補助金、発熱外来の休日診療体制支援金などを7月末で打ち切ってしまいました。理由は「医療従事者のワクチン接種が6月末で完了したこと、また感染拡大防止に一定の目途がついたため」ということですが、現状にまったくかみ合わない理由に驚きました。

今は有事であり刻々と状況も変化しています。現在、医療機関が運営している発熱外来や、PCR検査を求める人は日増しに増え、特に日祭日は行列ができるそうです。

日本病院協会など3団体による経営調査では、交付金を加えても、20年度の収支では赤字になっている病院が全体の半数近くに達しています。看護師が疲れ果てやめた事例もあり、医療従事者への処遇改善は医療従事者の確保のためにも必須の対策です。コロナ患者の受け皿施設整備が一番困っていることは自治体の9割が医療従事者の人材確保だと回答しています。今まで以上に医療機関の協力が必要になっている段階でほとんどの給付金等を打ち切るなどありえない話ではありませんか。財源については、国に求めるとともに、県としては、コロナ対策の予算について優先順位を付け直し、組み直すなどの対応も必要と考えます。知事のお考えをお聞かせください。

#### (5) コロナ感染者への積極的サポートについて

自宅での療養を余儀なくされた方に対して、自宅療養サポートセンターが運営されています。私の知人の20歳代の息子は市内で1人暮らしをしていますが、臭覚異常があり陽性と判定されました。保健所から食料とパルスオキシメーターが送られ、サポートセンターからの連絡は毎日10時頃、体温、酸素飽和度、体調を聞かれサポートを受けているそうです。感染して7日目は、全身倦怠感が強く、立ち眩みもあり、仕事を変わったばかりで、仕事復帰への身体的な不安と雇用不安を訴えていました。感染者は後遺症が長引く恐れなどの健康面、また現役世代では感染後職場復帰ができるのかという雇用面での不安を抱えています。とりわけ、不安定な立場にある非正規労働者は経済的な困難に陥っている可能性もあります。全国的には療養中の自殺者も出ている中で、医療的なサポートだけでなく、生活困窮など就労や経済面での不安や困難をアウトリーチの形で経済的支援に繋ぐサポートが必要と考えますが、保健福祉部長にお尋ねします。

#### (6) 国民健康保険の傷病手当金について

令和2年3月、国は、新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険の被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対して、支給額全額について特例的な財政支援を行うとされました。

しかし、自営業者やフリーランスは、同じ国保加入者なのに対象外としています。不公平な対応ではないでしょうか。県下の国保加入者のうち自営業者は13.1%であり、令和3年度の感染者割合も約5%と僅かです。各自治体の国保財政から考えても十分賄えると思います。国に対し県から平等に支給するよう働きかけていただきたいと思いますが、保健福祉部長のご所見を伺います。

#### (7) 学校現場でのコロナ対策について

デルタ株はこどもへの感染が従来株の6倍とも言われ、一気に感染が広がっています。学校ではこれまで以上の感染対策が必要です。

また少なくない保護者から感染対策のため登校を見合わせたいという声を聴いています。オンラインによる学習指導を行うなどし、欠席扱いとしたり、学習に遅れが生じることがないようにしてほしいと思いますがいかがでしょうか。今後、感染拡大が進めば、休業や分散登校、オンライン授業など地域の実情に合わせた方法が取られると思います。その判断は学校単位にまかせられるのでしょうか。それとも、県教委として対策の指針を示されているのでしょうか。併せて教育長にお伺いします。

国は希望する高校、大学などに抗原簡易キットを配布しています。これは症状のある人への緊急のものですが、学校現場では採取に必要な場所や防具もなく、体制を取ることも困難で実用的ではないようです。

8月27日、文科省は学校内で感染者が出た場合の「対応ガイドライン」を発表しています。判明した感染者が1人でも検査対象の候補者をクラス全員とすることも可能とするなど、厚労省より一歩踏み込んだ対応になっていると思います。県教育委員会としてもこのガイドラインに沿って対象者の候補を広げ、やはりPCR検査にしっかりつなげて欲しいと思います。最近でもある小学校で感染児童が出た際、保健所はクラス全員を幅広く検査するよう学校に要請しましたが、学校は濃厚接触者のみ検査対象を絞るなどの対応になった事例も聞いています。ガイドラインの徹底をお願いしたいと考えますが、教育長のご所見をお聞かせください。

#### 知事

日本共産党の氏平議員の質問にお答えいたします。新型コロナウイルス感染症についてのご質問であります。

まず、出口戦略についてであります。本県は、依然として、厳しい感染状況が続いているものと認識しており、まずは、感染拡大をしっかりと抑え込むとともに、リバウンドを防止しなければならないと考えております。

このため、このたびの重点措置においては、岡山市及び倉敷市のみならず幅広い市町村を措置区域とするとともに、措置区域以外の飲食店等に対しても、営業時間の短縮要請を行うなど、緊急事態措置と同程度の厳しい要請をしているところであり、今後とも、感染状況等に応じ、適時適切な感染拡大防止対策に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、危険手当等についてであります。新型コロナウイルス感染症への対策は、県政の最重要課題と捉え、これまでも、優先的に予算措置を行ってきたところであります。

お話の各種補助金については、ご指摘の理由のほか、国の補助制度や診療報酬の引き上げ等を勘案し、一旦、7月末で終了したところであります。入院患者受入支援給付金については、内容を見直した上で、所要額を今議会に補正予算として提案しているところであります。

今後とも、国に対し、感染状況を踏まえて地方財源を確保するよう、働きかけるとともに、感染状況に応じて、限られた財源を有効に活用しながら、効果的な対策を講じてまいりたいと存じます。

以上でございます。

## 保健福祉部長

お答えいたします。

まず、医療提供体制等の確保についてであります。本県では、第5波に備え、病床を65床増やすとともに、かかりつけ医等による在宅療養者の診療も適宜行っており、現時点で、必要な医療提供体制は確保出来ていると考えております。

また、宿泊療養施設についても、先月、新たに倉敷市内に県内3棟目の運用を開始したところであり、医療従事者の確保等の課題もあることから、県北も含め、直ちに開設することは困難と考えておりますが、今後とも、県内各地域における感染状況等に応じて、さらなる病床や宿泊療養施設の確保に努めてまいりたいと存じます。

次に、検査対象等についてであります。県としては、感染者と接触した方については、幅広く検査を行う方針としているところであり、あらためて、各保健所に趣旨の徹底を図ってまいりたいと存じます。

また、他の都道府県との不要不急の往来自粛や、テレワーク、オンライン会議など、働き方改革を推進しているところであり、県内外の移動に伴う自費検査に対する支援までは考えておりませんが、今後とも、感染状況等に応じて、経済活動とのバランスも考慮しながら、効果的な感染拡大防止対策を講じてまいりたいと存じます。

次に、経済面のサポートについてであります。県や市町村では、市町村社会福祉協議会と連携し、経済的支援につなぐサポートを含め生活全般にわたる相談窓口を設置しているところであります。

県としては、在宅療養者も含め生活に困窮している方が抱える不安や困難は様々であると認識しており、引き続き、相談窓口の周知を図るとともに、市町村と連携し、必要な支援につなげてまいりたいと存じます。

次に、国民健康保険の傷病手当金についてであります。自営業者は、療養による収入減少の状況も多様で、所得補償としての妥当な支給額の算出が難しいなどの課題があり、現時点で国への働きかけまでは考えていないところであります。

なお、国では、市町村が独自に支給を行っている状況を調査し、今後、その結果を公表する予定であることから、必要に応じ適切に対応してまいりたいと存じます。

以上でございます。

## 教育長

まず、オンラインによる学習指導等についてであります。感染に対する不安などにより、やむを得ず登校できない児童生徒については、欠席扱いとしないこととしており、その場合は、学びを止めない観点から、オンラインによる授業配信等を行うよう、県立学校を指導しております。

また、臨時休業については、感染が確認された学校において、感染が広がっているおそれのある範囲に応じて、安全が確認されるまで実施することとしており、その判断は、学校からの協議に基づき、県教委が行っております。

その場合、授業形態をオンラインによる学習指導に速やかに切り替え、学習活動を継続するよう県立学校に通知しているところであり、こうした内容は市町村教委に対しても周知しております。

次に、対応ガイドラインについてであります。国のガイドラインに基づいて、まん延防止等重点措置等が実施されている状況下の本県の学校に対して、保健所の業務が効率的に進むよう、校内の濃厚接触者とその周辺の検査対象となる者の候補者リストを作成することとしたところであり、現在、保健所のPCR検査対象者の特定に協力しているところであり、

県教委では、校内の候補者リストの作成にあたって、国のガイドラインに沿って適切な候補者の特定を行うよう、県のマニュアルを改訂し、市町村教委や各保健所とも情報共有したところであり、引き続き、その徹底に取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

#### 氏平議員

第4波の時はかなり医療現場、病床がひっ迫して私の近所の人もタクシーで2時間かかって津山の方の、県北の病院に運ばれて、亡くなられたのですけれども、そういう事もありました。第5波はね、病床の使用率が50%を切るくらいではあるけれども、実際は県南の方の病床はかなりひっ迫していて、県北のほうは空いていると。こういう事だったのではないかなと思うんですよね。

今第5波が落ち着いてきたときにこそ、次の準備をしないとイケないと思うんですよ。第4波の時のようなことにならないように。そのために一時待機病床に5床、まあ10床まで上げられると聞いておりますけれども、それではなく、福井県なんかは医師会、結局医療体制、医師の人材体制が一番ですから、もう今から先手で医師会なんかとよく連携をとって、いざ50床なり100床なり増やさないとイケない時にはどういう風な対応をしましょうかとか、どうやってできますとか、それがやっぱり先を見こんだ準備だと思うんですよね。だから落ち着いた。また第6波になって大変だ、大変だ、そのうちもう入院できない、在宅で死亡するという風なことが無いようにするために、大規模、すぐに作れというわけではないですけれども、そういうきちとした先手の準備っていうのは考えていかなければならないと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

#### 保健福祉部長

お答えいたします。氏平議員の再質問にお答えします。

先手を打って医療体制をきちんと検討すべきだということだと思います。本当にご指摘の通りだと思います。いま、ご指摘もございましたけれども、第4波、第5波と随分状況が違っておりました。恐らくワクチンが進んだことだとか、いくつか要因があるんだろうと思いますけれども、逆に返してみると、次の波がどういう波になるのか予測がつきにくいという事なんだろうということだと思います。

我々としては第4波、第5波と大きな波を経験していますので、違う種類の波を経験していますので、そういったことを受けて頂いている医療機関の方々や毎週のようにオンラインで意見交換をさせて頂きながら、実際にその入院されている患者さんの数だけではなく、どういった方が入院されているとか、あるいは在宅で見て頂いているかかり付け医の先生方にどういう問題意識が今回あったのかなど色々なご意見等収集、というか意見交換させて頂きながら我々としても把握に努めているところ

でございます。今後、どういう変異ウイルスがでるか全くわからないような状況ですので色々な可能性を県として想定しておかなければならないということで、ここは議員のご指摘の通りだと思いますので、様々な観点でどういう形の医療体制を県として考えておけば次の波に備えられるかということは予断をもたず、さまざまな可能性を検討して参りたいと思っております。

氏平議員

ご答弁ありがとうございました。

色々な手当てを7月に打ち切ったという事では、医療現場は本当に怒っているのですけれども。診療報酬で手当てをしている。しかし当然そのコロナを受ける病床(病院?)は病床を減らしたり、人員をかなり確保したりということで、すごい持ち出しと大変な努力をしているので診療報酬をつけてもらわなかったらやれませんか、医療現場は。それでも半分赤字と言う状況な訳ですよ。(だからそのところはやっぱり)危険手当なんか出ませんよ。診療報酬だけの対応では病院では「もらえません」と言っているし、だから医療従事者に対する今まで出してきた手当についてもう一度検討して頂くというのは必要なんじゃないかなと思うのですよね。

それから、やはり国ですよ。国がもっと今、臨時国会も開かずに予算をきちっとつけないので困っているのですけれども、予備費がかなり国にあると聞いておりますので、やはりそれを各自治体に分配してほしいとか、国にもっとしっかり出してもらって、本当に医療従事者の人が第6波でもがんばろう、と言う風になるような、支援策、補助金をやはり出してほしいと思うのと、実は財務局がこの診療報酬の特例さえも9月いっぱい打ち切ると、今言っているみたいです。これに対して日本医師会をはじめ全国の医療・介護の団体が請願をしているという事も聞きますので、やはり強く地方から声を上げないと。診療報酬もこれも9月で打ち切ってもらったら困るんですよ。

その辺、知事、もうちょっと強く国に言ってほしいのですがどうですか。

知事

これだけ大変な中で、医療関係の皆さんが4波5波を抑えるためにがんばっている時に、色々な補助を切っただろうと、いうことでございます。

我々としても、もう必要ないだろうと思って切った、もしくは切っても大丈夫だと思って切ったわけではございません。本当に大変な中でこういうことをせざるを得なかったのは、ひとえに財源が非常にひっ迫していることでございます。

もし、そういったことを苦しい決断それぞれでありますけれども、せずにいたら、もしかしたら我々が50数床増やした病床の確保、そこまできなかつた可能性もありますし、この一時療養待機所、さきほど言及して頂きましたけれども、この再開、これも何としてでもするわけですがけれども、いや予算が足りなくて本当にするかどうか、結局しないまま第5波、結局ピークを越えたかもしれませんし、抗体カクテル療法についても、割り当てはあるんだけれども、本当にできるかっていうことで我々参加できなかったかもしれません。

今回、例えばこの一か月随分話題になったのが、事業者支援ということでありますけれども、我々、これまでやっていた事業者支援をそのまますると言う事を、考えるだけでも、国から頂いた臨時交付

金、ほぼほぼ使い切ってしまうということでもあります。

我々、これまで何とかかんとかうまくやりくりしてきたつもりではありますけれども、本当にこの切迫の度合い、強いものがあります。他の県どうやって回ってるんだろうと、聞きますけれども、全部わかっているわけではありませんけれども、基金を取り崩していずれ埋めてくれる、埋められるだろうということをやっている。これは3年前の水害で基金の水準を極限まで落としてしまった岡山県にはできないことでもありますし、もしくは・・・そうですね、結局は基金ですね、本当に厳しい中で県民の命を守るためにここはやらなければいけないという順に選択をしまっこの状態になっています。当然いまオンラインで全国知事会もほぼ2週間に1回くらいやっておりますけれども、その中で色々言いたいこと、提案すべきことがある中で、結局その言える三つくらいのこの中の一つはほぼ毎回われわれ、お金が足りないのですべきことができていない、ということで、ぜひ予備費をきちんと配分してほしいということを繰り返し言っているような状態でもあります。

色々、それぞれ苦勞をしていると思いますけれども、とにかく破綻しないように今回の第5波で言えばようやくピークは越えたかなと、いま前の週と比べて大体新規感染者数が半分くらいになっている、いい傾向であります。油断しないようにこのシルバーウィーク乗り越えなければいけませんけれども、もし今でも最多を更新しているような状況だったら大変なことでありまして、とにかくこのそれぞれのステージごとに必要なことをしていく。必要なところにどう手当てするかまたこれからも考えていきたいと思います。

氏平議員

知事ありがとうございます。お金がないのは私もわかります。しっかり国に言ってください。

氏平議員

国民健康保険の傷病手当です。

被用者は雇われているので、賃金と言う事で分かりやすい。しかし、自営業の人は収入がわかりにくいことが理由のようですけれども、きちっと確定申告もしているわけですから、それは理由にならないんじゃないかと私は思います。本当に自営業の人は、フリーランスも困っているわけですから。感染したら仕事が全くできなくなるわけですから。それに傷病手当もなかったら大変なことなんですよ。

さきほど部長が各市町村においてそういうことをやっているところもあるので、国が調査をしているということで、独自にやっているところもかなりあるということでしょうか。ちょっとそのあたり、例えば岡山県の場合はどうなんでしょうか。

保健福祉部長

再質問にお答えします。

傷病手当金の現状と言う事ですけれども、国がですね審議会の資料を出してしまっ、その審議会の資料によれば全国13の自治体で独自にそういった取り組みを、支給されていることが記載がございました。ですので、国の方はそういったことも含めて、今仰ったようにかなり収入が安定していないというか、増えたり減ったりすることもあるので、どのような形でその額の算出をしているの

か、その自治体がですね、そういったことも含めて調査をして今後公表すると言っていますので、そういったことを具体的にどこの市町村かは公表の資料には書いてありませんが、13と言う事がございましたので、まずは岡山県としては、そういった状況を、どういった形でされているのかということキャッチアップしていきたいというふうに思っております。

## 2、盛土問題について

氏平議員

今年はお盆を前後して前線の停滞による強い雨が岡山でも降り続けました。これから秋の台風、さらには南海トラフ巨大地震なども踏まえ、防災対策のいっそうの強化が求められます。今回はまず、静岡県熱海市で甚大な土石流災害をおこした盛土問題について以下3点、質問させていただきます。

### (1) 総点検

熱海市の土石流災害を受け、国は盛土の総点検を実施することを決めました。今回点検の対象となる盛土は、2000年以降に県及び市町村が許可・届出資料等から確認した盛土、及び国から提供されたデータで推定される標高差5m以上の盛土等とされています。県では市町村と連携し、点検作業が進められていると思いますが、その進捗状況について教えてください。また調査対象となる盛土については事前に県民に公表されるのでしょうか。合わせて県民生活部長にお伺いします。

### (2) 独自調査

また、地域住民が不安に思っている場所もあるため、町内会等を通じて住民のみなさんが日頃から危険を感じている盛土をあげてもらうなど県独自の調査をおこなうことも必要だと思っておりますがいかがでしょうか。県民生活部長にお伺いします。

### (3) 盛土・残土を規制する法整備を

危険な盛土が全国に存在する原因は、盛土や残土捨て場に対する十分な規制がなかったことによると思っております。

地方自治体が独自の条例を制定していますが、強く規制できる力はありません。違反があった時、停止は命じられるものの、罰金は軽く、実効性が伴いません。残土を排出する建設業者や運搬する業者を処罰できない問題もあります。一定規模を超える盛土を許可制にしている自治体もあれば、届出制にとどまる自治体もあります。静岡県は届出制でした。悪質な業者は規制の緩い自治体に残土を運び込んで盛土をつくっていると指摘されています。

国交省によれば建設残土は年間約2億9000万立方メートル(東京ドーム約230杯分)に達しています。建設工事の増加などで置き場が限られ、住宅近くに盛土がつけられることもあり、コスト削減のため不法投棄されることも少なくありません。

残土の発生から搬出・処理に至る流れを管理する仕組みを、厳格に規制できるよう、法制化を国へ求めるべきではないかと考えますが、知事のご所見をお伺いします。



知事

お答えいたします。盛土についてのご質問であります。

法制化についてであります。盛土や残土については、全国的には、条例等の規制があるものの、規制内容の地域差や、罰則の上限などの課題があると認識しております。

このため、全国知事会を通じて、残土の処分等に関し、法制化による全国統一の基準や規制を設けることを国に要望したところであります。

また、今回の点検により、制度上の課題が認められた場合には、国への要望も含めて適切に対応してまいりたいと存じます。以上でございます。

県民生活部長

お答えいたします。

総点検についてであります。地図データ等をもとに、盛土が推定される箇所を抽出し、今週末には、法令による許可・届出資料との照合を終える見込みとなっております。

今後、市町村や、関係部局の職員を対象に、点検に向けた技術研修会を開催するとともに、許可・届出内容に比べ、規模・形状に変化がないか、排水施設等災害を防止するための必要な措置がなされているかなどの確認を順次行うこととしております。

また、抽出した対象箇所の公表については、その多くが民有地であることから、考えていないところであります。

次に、独自調査についてであります。今回の点検にあたっては、国から提供されたデータのほか、県独自に航空写真などを活用するとともに、市町村を通じて県民から寄せられた情報による盛土箇所も点検対象として抽出しているところであります。

引き続き、住民の不安解消に向けて、点検について情報発信に努めるとともに、市町村と連携し、危険を思われる盛土箇所を把握しながら点検に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

氏平議員

ありがとうございました。この規制はきちっと国で全国的に法律を作っていないと、緩いところ緩いところを持ってきて泥仕合みたいなことになりますので、それは基本的には国にきちっとした法制化をしてもらおうということに尽きると思うんですけども、それまで、いつできるかわかりませんよね。それまでに岡山県としての盛り土の、県としての残土条例はいまないんですよ。その辺はどうなんでしょう。ちょっとその辺はやっておかなければいけないと思うのか、やっても規制できないと思ってらっしゃるのか。そのあたりどうなんでしょう。

知事

これだけ盛り土、残土がみなさんの心配事になっている時に、岡山県条例がないけれども、どうするつもりかということだと思います。

このことについては、私自身も直近の静岡県のケースでどうするか、それから数年前、また別の機

会に岡山県条例がないけれどもどうするかというのを考えたことがございます。実際、ご案内だと思えますけれども、岡山県の場合いろいろな県土保全条例ですとか条例でこの面積に分けて、もしくは用途に分けて、マトリックスで、それぞれのものがカバーするような形になっていまして、事実上、網羅しています。

網羅をしているっていうのは大体どこの県でも形の上ではやっているわけでありましてけれども、できていることになっている県もあれば、これは自慢になりますけれども、岡山県の場合はこれはちょっと妙な動きがあるという通報がある、もしくは何か情報が入った場合にはかなりしつこくこの問い合わせですとか調査をしております、この数年だけでも違法な操業をしている業者を張り込みを半年以上続けたのちに告発に結び付けるなどかなり厳しく対応しているところでございます。

県民のみなさん、住民の皆さんの心配に繋がらないように今ある法令をしっかり駆使して取り組みたいと思っておりますし、国に対しても先ほど答弁したように働きかけているところでございます。

### 3、農業問題について

氏平議員

#### (1) 米価問題について

「米が動かず倉庫が一杯だ」「新米が入る余裕がない」秋を迎えようという今、農家から悲痛な声が上がっています。コロナ禍の長期化により米の需要環境(外食・中食産業に32.7%の米が消費)はさらに悪化しており、今年産の生産者米価は1俵9000円台とされています。米作りに必要な経費は全国平均でも1俵1万5155円、岡山県の中山間地域では1俵2万円とされておりこれでは米の再生産ができません。先日、岡山県農民運動連合会のみなさんが県の農産課と懇談し、県下の農家の切実な実情を訴えました。市場原理にまかせ、食料の外国依存を続け、日本の農業を保護してこなかった国の農業政策は今や農家の存続を危うくしています。食料自給率も遂に過去最低37%になっています。県として国に対し、市場に滞留する在庫を政府が買い取るなど、米価下落に歯止めをかける対策をしっかりと要請すべきと考えますがいかがでしょうか。その上で、今県としてすぐにできることは、余剰となった米を含む農産物を、県が買い上げ、コロナ禍で困窮する県民への食糧支援に充てるのが考えられますが、合わせて農林水産部長にお尋ねします。

#### (2) 被覆肥料の被膜殻の流出防止対策について

海ごみは河川を通じて流れ込む生活系ごみが大半を占めるといわれていますが、農家が使う被覆肥料の被膜殻の流出も問題となっています。このプラスチック殻を使った肥料は全国の水田の6割に使われるほど普及しています。俗に一発肥料とも言われ、田植え機に、除草剤とセットし、田植えをすれば、稲の生育に合わせて必要な成分が溶け出し、収穫まで手がかからず、農作業の軽減に多大な貢献をしている肥料とも言えます。しかし、川から海に流れ、環境に悪影響を与えることは必然です。県からも流出防止対策が記載されたチラシも配布されていますが、農家には余り徹底されておらず、特に排水口ネットは現実的ではないとの意見をお聞きします。そこでお伺いします。この県の流出防止対策についてどのように検証し課題を認識されていますか。

また、プラスチックを使わない肥料も開発されているようです。段階的に切り替えていくべきと思いますが、今後どのように流出防止対策に取り組んでいくのか、合わせて農林水産部長のご所見を伺います。

農林水産部長

お答えいたします。農業についてのご質問であります。

まず、米価下落等についてであります。コロナ渦により、需給環境が悪化し、米価下落も進む中、稲作農家の経営は厳しい状況に置かれていることから、県では、全国知事会及び中国地方知事会を通じて、国に対し、備蓄米の買入数量の拡充や需給と価格の安定に向けた具体的な対策の実施について要請しております。

また、米価の下落対策として県による買い上げまでは考えておりませんが、引き続き、農家の経営安定に向け、支援してまいりたいと存じます。

次に、被覆肥料についてであります。県では、チラシの配布や講習会の開催等あらゆる機会を通じて流出防止対策の周知に努めた結果、代かきや田植えに際しての適正な水管理が一層浸透するなど、各農家の意識には変化が現れてきております。一方で、被覆肥料の問題は、流出防止対策のみでは解決できず、被膜殻が発生しない代替肥料の普及が必要であると認識しております。

国も全国的な課題として流出実態調査や関係機関・団体等との意見交換を実施しており、県では、こうした動きも注視しながら、関係機関と連携し、代替肥料を使用した場合の収量や品質などの調査研究、現地実証に取り組むとともに、その普及には一定の期間を要することから、流出防止対策についても、引き続き、各農家へ継続的に働きかけてまいりたいと存じます。

以上でございます。